

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

個票	
処分の内容：公文書の開示請求に対する開示決定及び不開示決定	
根拠例規及び条項：石狩市情報公開条例第12条	
担当部署：総務部総務課	処分権者：市長（実施機関）
<p>標準処理期間：</p> <p>【根拠規定：同条例第13条】</p> <p>開示請求があった日の翌日から起算して14日以内とする（請求書の補正に要した日数は含まないものとする。）</p> <p>ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、請求日の翌日から起算して45日を限度として決定までの期間を延長することができる。また、請求に係る公文書が著しく大量であり、請求日の翌日から起算して45日以内にその全てについて開示決定等を行うことができないと認められる場合には、請求に係る公文書のうち一部につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等を行うこととする。</p>	
<p>審査基準：</p> <p>実施機関が保有する公文書は、同条例別表【別紙】に掲げる情報（不開示情報）が記録されている部分を除き、開示しなければならない（同条例第8条）。しかし、開示請求があった公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないことができる（同条例第9条第4号）。</p> <p>ただし、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求があった公文書に不開示情報が記録されている部分についても、開示請求者に対し、裁量により開示することができる。（同条例第10条）</p>	

【別紙】

別表

区 分	内 容
1 個人情報	<p>個人に関する情報（事業を営む個人のその営む事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>(1) 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報</p> <p>(2) 公の職務の遂行に関する情報に含まれるその職務を遂行した者の氏名及び所属、肩書等並びにその職務遂行の内容に関する情報</p> <p>(3) 請求のあった開示について本人が明らかに同意していると認められる情報</p> <p>(4) 人の生命、健康、身体、財産その他の公益を保護するため、開示することがより必要と明らかに認められる情報</p>
2 事業活動情報	<p>法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人のその営む事業に関する情報であって、その開示により、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害することが明らかであると認められるもの。ただし、人の生命、健康、身体、財産その他の公益を保護するため、開示することがより必要と認められる情報を除く。</p>
3 意思形成過程情報	<p>市の内部又は市と市以外の者との間において審議、検討、協議等が現に進められている事項その他の意思形成過程にある事項に関する情報であって、その開示により、市民に不当な混乱を招き、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあることなどにより、その事項についての適正な意思形成に著しい支障が生じると明らかに認められるもの</p>
4 国等協力関係情報	<p>市と国、他の地方公共団体その他公共的団体（以下「国等」という。）との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、その開示により、市と国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあると認められるもの</p>
5 市政運営情報	<p>検査、取締り、契約、試験、交渉、争訟、人事管理その他の市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、その開示により、市政の公正かつ適切な運営に著しい支障が生じるおそれがあると認められるもの</p>
6 公共安全維持情報	<p>その開示により、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められる情報</p>
7 法令秘情報	<p>法令又は他の条例の規定により公にすることができないことが明らかな情報</p>